

## 議案第18号

富士見市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、富士見市営住宅条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市営住宅条例の一部を改正する条例

富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ク(イ)中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。